

第 197 回 Brown Bag Lunch Seminar 報告書

テーマ：忘れられた人道危機 その影響とユニセフの対応 “Forgotten Humanitarian Emergencies: Their Consequences and UNICEF’s Response” (副題：パレスチナにおける子どもの事例)

講師：ダン・ローマン 氏 / 国連児童基金(ユニセフ)本部事業部次長

日時：1月28日(木) 開場 12:00 講演 12:30-14:00

1. 世界の状況と国連の取り組み

自然災害の増加などにより、世界の状況は大きく変わった。これによりもっとも影響を受けるのは弱者である。開発の速度にも差が現れ、格差が拡大している。このような状況の変化に対応すべく、国連では今まで以上に各機関が連携を強化し、共通の行動枠組や、共通の国別評価の枠組をもとに行動している。特に、ジェンダーの平等、子どもの死亡率、持続可能な環境保全などの分野で協力を強化している。また、国連は NGO などの外部の機関とも連携を強めている。内部・外部でこれまでにないパートナーシップが形成されている。特に、最近では学者・研究者等とのパートナーシップにより、証拠に基づくアドボカシーに重点を置いている。

2. 国際人権法と国際人道法

人権法とは？ 人権法を構成している主な要素は、国連憲章、国連人権宣言、人権規約（経済的、社会的、及び文化的権利に関する国際規約 及び 市民的及び政治的権利に関する国際規約）、およびその他条約(子どもの権利条約、女性差別撤廃条約等)である。人権法の重要な理念は、①普遍性 ②不可分性 ③責任 及び④参加、である。

人道法とは？ 人道法を構成している主な要素は、ジュネーヴ条約である。人道法の重要な理念は、①絶対性、②中立性、③損害の縮小、④責任、⑤参加型（特に保護対象者の参加）、及び⑥国家主権、文化、習慣の尊重、である。

人権法と人道法の違い 人権法は平時に、人道法は戦時下で適用される。また、人権法の規定の一部は緊急かつ必要な場合は留保することができるが、人道法の規定は留保できない。

人権法は国家の裁量権の範囲を制限するものであり、各国の遵守状況は各条約の委員会等により監視される。人道法の遵守状況は国際赤十字委員会によって監視される。

国連総会決議 46/182 は、人道、中立、平等などの重要な理念について言及している。

人権法、人道法の理念 人権法、人道法に共通する理念は、①権利の尊重 ②適用可能性 ③監視 及び ④説明責任、である。

3. 新たな危機の状況と国連の対応

「複合的人道危機」の出現 「完全に、あるいは相当程度に及び政府機能が崩壊」し、「一機関の義務範囲や能力を超えた国際的支援を必要とする」人道的な危機の状況。複数の要因がからみあっており、複数部門による対応が必要とされる。

国連の人道支援改革 上記の「複合的危機」に対応するため、国連は人道支援改革を実行した。

そのなかでも主なものがクラスター・アプローチと呼ばれる手法である。この手法は、危機が複雑化する中、リーダーシップ、説明責任能力、予測可能性を強化し国連の対応能力を確保するために採用された。クラスター・アプローチは、グローバル・レベルと国家レベルの 2 つのレベルで機能している。 グローバル・レベルでは基準、政策の決定、機関を超越したパートナーシップを強化し、国家レベルでは人道調整官と国別チームがクラスター・アプローチを採用し、有効かつ包括的なプログラムの作成に取り組んでいる。

「平和の配当 (Peace Dividend)」 「平和の配当 (Peace Dividend)」は特に紛争時に重要な概念である。国連やそのほかの機関は目に見える変化をもたらすことが求められている。「よりよい状況への復興 (Build back better)」のためには、すべてのレベルにおける政府・コミュニティによるオーナーシップ、ボトムアップアプローチ、説明責任、子供と若者の参加、長期のコミットメントが求められている。

持続可能な平和、持続可能な開発と人間の安全保障、「よりよい状況への復興」と「平和の配当」 の概念は重要であり、これらにもとづいて支援をすることが成功への鍵となる。各家庭から中央政府の全レベルで活動する必要がある、また、成果に基づき、権利尊重、複数部門横断型である必要がある。

子どもはもっとも弱く、低開発の影響をもっとも受けやすい存在であり、特に包括的な支援が必要である。

重要な理念 新しいアプローチにおける重要な理念は、「危機から開発まで」を包括的に支援する連続性、②多面性、③権利尊重、及び ④参加、である。

権利尊重主義 人権法、人道法に照らして現在の状況を検討し、直接の原因を特定、その後背景にある原因を特定し、さらに構造的な原因を追究する。国際人権法、人道法に照らして状況や問題を判断する。

4. パレスチナの子どもたちとユニセフの活動

パレスチナの子どもたちは、過度のストレスを負ってはいるが、大変前向きで明るい。しかし、長引く紛争でパレスチナの経済は打撃を受けている。パレスチナの住民はイスラ

エルによる規制により、経済活動等ができず、十分な食糧や水、衛生物資などは、援助物資に頼るしかない。

ユニセフは、パレスチナ暫定自治政府に代わりワクチンの供給、予防接種の実施などを行っている。その他の同自治区での主な活動は、水、食糧の供給、学校へ行けない子どもたちを対象とした放課後プログラムなどである。